

社会福祉法人 真宗協会
地域密着型介護老人福祉施設 光輪 指定（介護予防）指定短期入所生活介護
運 営 規 程

第1条【事業の目的】

社会福祉法人真宗協会が開設する（介護予防）指定短期入所生活介護事業所 地域密着型介護老人福祉施設 光輪（以下「施設」という）が行う（介護予防）指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため職員の配置及び管理運営に関する事項を定め、事業所に従事する者（以下「従業者」という）が、要介護あるいは要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とします。

第2条【運営の方針】

施設の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護あるいは要支援状態となった場合においても、介護保険法等の趣旨に沿い、その利用者が可能な限り居宅における日常生活を維持・継続できるよう、短期間施設で入浴、排泄、食事等全般の介護支援を行なうことにより介護する家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう努めます。

- 2 事業の実施に当たっては、帯広市及び地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めます。

第3条【事業所の名称、及び所在地】

事業を行う施設の名称及び所在地。

- 一 名 称 地域密着型介護老人福祉施設 光輪
(特別養護老人ホーム帯広至心寮サテライト施設)
- 二 所在地 帯広市西5条南30丁目10番地

第4条【通常の事業の実施地域】

通常の事業の実施地域は、帯広市内、音更町、芽室町、幕別町とする。

第5条【従業者の職種、員数、及び職務内容】

施設に勤務する介護福祉サービスの提供にあたる従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1人（常勤・本体施設と兼務）
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 生活相談員 2人以上（常勤）
利用者及び家族の介護保険サービス利用に関する相談、施設利用計画、利用者の生活プログラムの調整、及び介護職員の指導等を行います。
- 三 介護職員 15人以上（職員数は、非常勤職員を含む常勤換算数によるものであり、職員の異動等により、増減する場合があります。）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 四 看護職員 1人以上（常勤）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。本体特養看護職との兼務連携を図ります。
- 五 栄養士 1人（常勤・本体施設と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。本体特養と兼務になります。
- 七 機能訓練指導員 1人（常勤・本体施設と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。本体特養の看護職が兼務します。

第6条【利用者の定員】

利用定員は、施設入居者が入院等により、空床がある場合に定員を超えない範囲での短期入所の受入を可能とします。

第7条【設備及び備品等】

- 一 居室
施設は、利用者の居室に、ベッド・枕元灯・ロッカー・ナースコール等を備品として備えています。
- 二 共同生活室
イ 各フロアにおいて必要な広さを有するものとし、その面積は、二平方メートル以上とします。
ロ 必要な備品類を備えています。
- 三 浴室
施設は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。
- 四 洗面所及び便所
施設は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けています。
- 五 看護職員室
帯広至心寮のサテライト型居住施設として、利用者の健康管理、管理医の診療に必要な医薬品及び医療機器を備えます。

第8条【身体拘束の取り扱い】

施設は、利用者の人権擁護、QOL（生活の質）の向上の観点から利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を禁止します。

ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

2 緊急やむを得ない場合の取り扱いを下記のとおりとします。

身体拘束を行なう場合の手続き

- 一 緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性、一時性）を満たす状況である場合にのみ身体拘束を行うこととします。この場合においても、施設長（委員長）の召集による「身体拘束廃止検討委員会」により協議を行い決定します。
- 二 身体拘束を実施する場合は、身元保証人に対し説明を行ない、書面において同意を得ます。
- 三 要最小限の方法、及び期間の実施とします。
- 四 身体拘束の実施に関する記録を作成します。
- 五 身体拘束の廃止に向け、定期的に協議、検討を行ないます。

第9条【虐待防止の為の措置に関する事項】

- 1 施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者となります。
- (1) 光輪では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は委員長とします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施します。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

第10条【内容及び手続きの説明並びに同意及び契約】

施設は、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交

付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第11条【受給資格等の確認】

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第12条【(介護予防) 指定短期入所生活介護サービスの内容】

介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、また清拭を行います。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換します。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行います。
- 6 施設は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 施設は、利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

第13条【食事の提供】

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8:00 ～

昼食 12:00 ～

夕食 18:00 ～

第14条【教養娯楽と機能訓練】

施設には教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者の心身の状況等に応じたレクリエーション等の機会を設け、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を行ないます。

第15条【健康管理】

施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

- 2 施設は、褥瘡防止について、施設内に設置する褥瘡対策委員会を中心に協議・検討・実施・評価を行ない、利用者の生命及び人権を尊重し生活の質の向上を図り、褥瘡をつくらぬ看護、介護を目指します。又、褥瘡予防の正しい知識とスキル、発生時の治療やケアの対策を統一的行ないます。
- 3 施設は、各種感染症対策について、施設内に設置する感染症対策委員会を中心に協議・検討・実施・評価を行い、行政機関、及び主治医等の医療機関の指示、指導の下、迅速・適切な対処を行ないます。

第16条【利用料及びその他の費用】

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）指定短期入所生活サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該（介護予防）指定短期入所生活介護サービスに係る（介護予防）短期入所生活介護サービス費用基準額から施設に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（別表1）
 - 二 居住に要する費用（別表1）
 - 三 理美容代（1回あたり 実費負担）
 - 四 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが相当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第17条【利用料の変更等】

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第18条【日課の励行】

利用者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

第19条【面会時間と消灯時間】

面会時間は、原則10時～17時までとします。

第20条【喫煙】

喫煙については、施設内を原則禁煙とします。

第21条【飲酒】

飲酒は身体に影響のない方に限り、許容量を施設内所定の場所及び時間とし、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第22条【外出及び外泊】

利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、お知らせ頂きます。

第23条【衛生保持】

利用者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第24条【禁止行為】

利用者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第25条【衛生管理】

施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

- レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上定期的に実施します。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

第26条【従業者の質の確保】

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

第27条【個人情報の保護】

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第28条【緊急時の対応】

施設は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第29条【事故発生時の対応】

施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

- 3 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します
- 4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します
- 5 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行います
- 6 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第30条【非常災害対策】

- 施設は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第31条（業務継続計画の策定等）

- 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施するものとします。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第32条【勤務体制等】

- 施設は、利用者に対して適切なサービス提供ができるよう、従業者体制を定めます。
- 2 利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
 - 3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第33条【記録の整備】

- 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から一定期間保存するものとします。（一定期間とは、介護保険法に基づく運営基準及び法人庶務規程に基づく期間とする）

第34条【苦情処理】

施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い、報告します。
- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い、報告します。

第35条【掲示】

施設内の事務所近くに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項内容のファイルの設置及びホームページ又は、介護サービス情報公表システムに掲載します

第36条【その他】

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と施設長（管理者）との協議に基づいて定めるものとします。

附則	この規程は、平成23年 5月 1日から施行します。		
	平成23年	11月	1日一部改正、同日施行します。
	平成24年	8月	1日一部改正、同日施行します。
	平成28年	4月	1日一部改正、同日施行します。
	令和 1年	10月	1日一部改正、同日施行します。
	令和 2年	4月	1日一部改正、同日施行します。
	令和 3年	4月	1日一部改正、同日施行します。
	令和 3年	8月	1日一部改正、同日施行します。
	令和 6年	4月	1日一部改正、同日施行します。
	<u>令和 6年</u>	<u>8月</u>	<u>1日一部改正、同日施行します。</u>

食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額（1日あたり）

指定（介護予防）短期入所生活介護

○ 基準費用額 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	2,066	1,650

○ 負担限度額

『利用者負担第1段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	880	300

『利用者負担第2段階』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	880	600

『利用者負担第3段階①』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1,370	1,000

『利用者負担第3段階②』 (単価:円/日)

	居住費	食 費
ユニット型個室	1,370	1,300

※ 食費・居住費において負担限度額認定を受けている場合は、「介護保険負担限度額認定書」に記載している負担限度額の料金とします。